

議案第 102 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和 32 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（王禅寺四ツ田緑地の供用期間等）

第 6 条の 2 王禅寺四ツ田緑地の供用期間、供用時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、第 18 条の 2 第 1 項に規定する指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、供用期間、供用時間又は休園日を変更することができる。

供用期間	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
供用時間	4 月 1 日から 10 月 31 日までにあっては午前 9 時から午後 5 時まで、11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までにあっては午前 9 時から午後 4 時まで
休園日	12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日

第 7 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 王禅寺四ツ田緑地を利用しようとする者は、第 18 条の 2 第 1 項に規定す

る指定管理者が別に定めるところにより当該指定管理者に申請し、当該指定管理者の承認を受けなければならない。

第18条の4中「第7条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第19条中「の使用」を「若しくは王禅寺四ツ田緑地の利用」に改める。

第22条第1項中「第7条第2項」の次に「及び第3項」を加え、同条第3項及び第4項中「第7条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

王禅寺四ツ田緑地の管理を指定管理者に行わせること、王禅寺四ツ田緑地の供用期間、供用時間及び休園日並びに利用の手続を定めること等のため、この条例を制定するものである。